

6-1

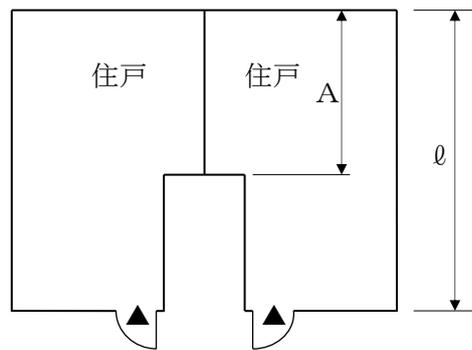
長屋の解釈

府条例第6条

内容

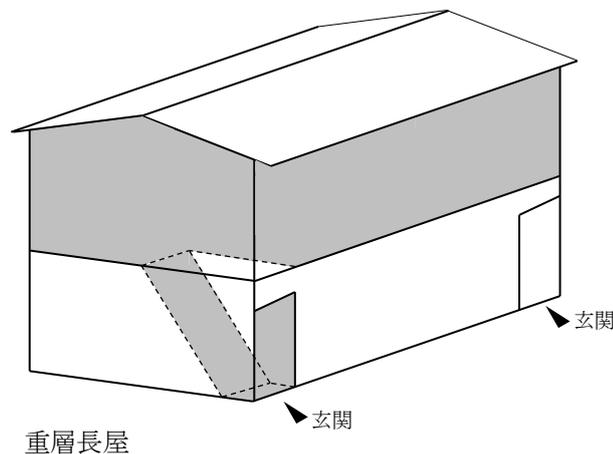
- (1) 長屋とは 2 以上の住戸又は住室を有する建築物で隣接する住戸又は住室が開口部のない壁又は床を共有し、廊下、階段等の共用部分を有しないもので各戸の主要な出入口が道路又は有効幅員 3m以上の敷地内通路に面し、次の規定に適合しているものをいう。
- ① 原則として同一の構造であること
 - ② 界壁の接続長さは階数の 1/2 以上でかつ各階平面の壁長の 1/2 以上であること

図：住戸相互間の界壁の接続長さについて



接続長さAは $A \geq l/2$ l : 壁の長さ

- ③ 界壁は原則として共用するものであること
ただし、各戸が別構造とならないもの(基礎及び横架材が共通であり屋根が一体のもの等)は二重になってもやむを得ないものとする。
 - ④ 各戸の建ぺい率はおおむね同一であること
- (2) 重層長屋については長屋の一形態として扱うものとする。



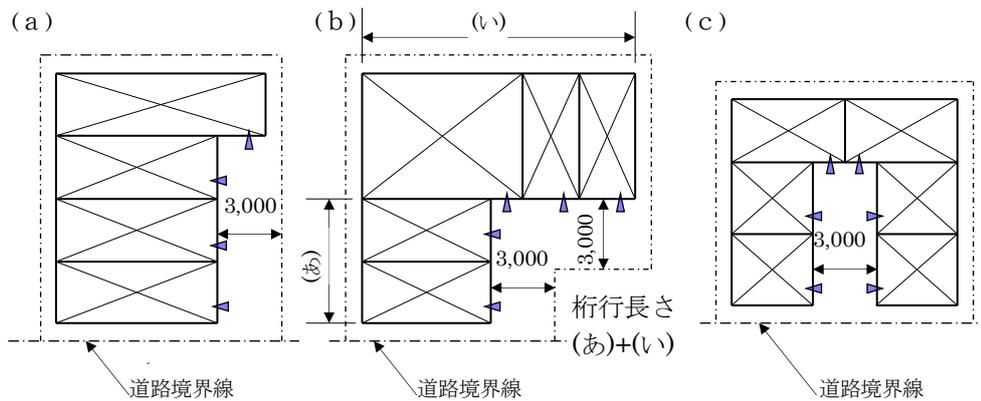
6-2

長屋の取扱い

府条例第6条

内容

府条例第6条の道路に通じる有効幅員3.0m以上の敷地内の扱いについて



- ① (a) (b) は可、(c) は不可 (6 m以上必要)。
- ② 通路上部の庇程度以外は、3m以上の空地幅は確保すること。出窓 (2階のものも含む) ベランダの突出しは不可。

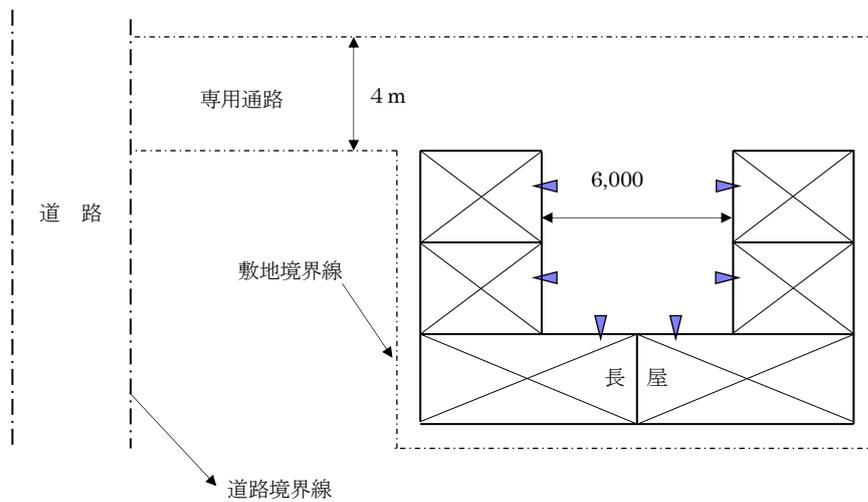
6-3

長屋の敷地内通路

府条例第6条

内容

奥まった敷地の場合、長屋の各戸の主要な出入口は、道路に通ずる有効幅員 3m以上の敷地内通路に面しなければならない。各戸の主要な出入口が向かい合う場合の敷地内通路は6mとなるが、下図の専用通路部分は4mでよいものとする。



6-4

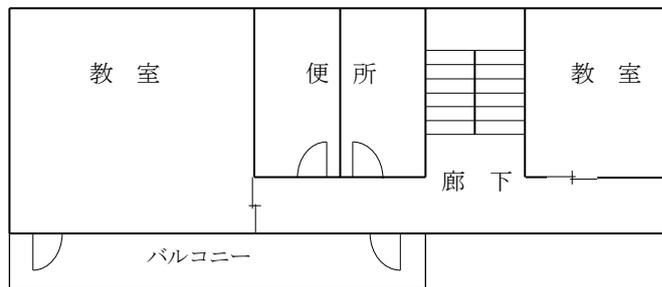
学校の末端における教室の出入口

府条例第11条

内容

2階以上の末端における教室の出入口は下図のようにその中の1か所をバルコニーを通じて廊下に連絡させるならば適合とする。

ただし、バルコニーの有効幅は1m以上とし、それに面する出入口は片引戸又は片開きとし、その幅は90cm以上とすること。



また、下図のように準備室を経由して廊下に通じる場合も適合とする。

